（履行保証金の供託）

第十一条　法第四十三条第一項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、二営業日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日数は算入しないものとし、一週間を超える場合にあっては、一週間）とする。

2　法第四十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める期間は、三営業日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日数は算入しないものとし、一週間を超える場合にあっては、一週間）とする。

3　未達債務の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（既に法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した資金移動業がある場合にあっては当該資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務の額を、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当することとなった資金移動業がある場合にあっては当該資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務の額から、当該各号に定める額から控除した額）とする。

一　国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができない場合　各営業日における未達債務算出時点において、資金移動業者が全ての利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額

二　前号に掲げる場合以外の場合　各営業日における未達債務算出時点において、資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額

［項を削る。］

4　前項の規定にかかわらず、資金移動業者は、次の各号に掲げる場合には、前項各号に定める額から次の各号に定める額を控除した額を未達債務の額とすることができる。

一　資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者である利用者に対して当該為替取引に関する債権を有する場合　当該利用者ごとに算定した当該債権の額（当該債権の額が当該利用者に対し負担する当該債務の額を上回る場合にあっては、当該債務の額）の合計額

二　資金移動業者が第一種資金移動業を営む場合であって、前項の規定により算出した額（第一種資金移動業に係るものに限る。）が履行完了額算出時点（未達債務算出時点から供託期限までの間で当該資金移動業者が定める時点をいう。第三十三条第一項第六号において同じ。）を未達債務算出時点とみなして前項の規定の例により算出した額を上回るとき　当該上回る額

5　為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合における未達債務の額の算出は、各営業日における外国為替の売買相場により、外国通貨で表示された金額を本邦通貨で表示された金額へ換算して行うものとする。

6　法第四十三条第二項に規定する権利の実行の手続に関する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額とする。

一　未達債務の額（法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が営む第三種資金移動業にあっては、未達債務の額から当該未達債務の額に預貯金等管理割合（同項に規定する預貯金等管理割合をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第五号並びに第二十

（履行保証金の供託）

第十一条　法第四十三条第一項に規定する内閣府令で定める期間は、一週間とする。

［項を加える。］

2　法第四十三条第二項に規定する未達債務の額は、各営業日における未達債務算出時点において、当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額（次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額）とする。

一　次に掲げる資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額から次に掲げる資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務を控除した額

イ　既に法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した資金移動業

ロ　為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当することとなった資金移動業

二　国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額を区分できない場合　当該資金移動業者が全ての利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額

3　資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者である利用者に対して当該為替取引に関する債権を有する場合には、当該利用者ごとに算定した当該債務の額から当該債権の額を控除した額の合計額をもって前項に掲げる未達債務の額を算出することができる。

［項を加える。］

4　為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合における第二項の未達債務の額の算出は、各営業日における外国為替の売買相場により、外国通貨で表示された金額を本邦通貨で表示された金額へ換算して行うものとする。

5　法第四十三条第二項に規定する権利の実行の手続に関する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により算出した額とする。

一　第二項の規定により算出した未達債務の額が一億円以下であるとき　当該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額